（郵信省認可）　（本號八面）　明治三十三年十二月九日

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千八百六十三號　火曜日
明治廿三年十二月九日　（甲、子）
舊曆庚寅十月廿八日
日出午前六時二十分　入午後四時十六分
月出午後三時二十四分　入午後二時二十八分
潮汐午前二時二十八分　午後三時十三分
（西暦一千八百九十年）

時事新報の社說

國會の前途

國會目出度開設したれども其前途の安否如何は世人の共に關心する所にして殊に外國人の如きは此一擧の首尾不首尾を以て我國の輕重を卜せんとする者さへある此時に當り時事新報は國會の前途を題し我國會は明治二十三年に開くと雖も其素因は遠く數百年前特に德川政府治世の時に胚胎し維新の初に發育して今日に成長したるものにて前途の望圓滿なりとの次第を歷史に照らし事實に徵し丁寧反覆論說して數日間の社說と爲し來る十日より紙上に掲載して讀者の高評を乞ふ可し

帝國議會開院の日　時事新報記者

時事　新報　定價

時事へ新報一年三百六十五日一日も休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

各地方より時事新報の注文に付時事新報社は注文に接するも代價を受取らざる間は遞送せざる定めあるに新規注文の方には往々代價を添へ又して唯だ注文のみの書面に止り本社は更に代價請求の端書を發し代金を受取るまで遞送を差控へ居り候事にて貴方の不便あれば御注文の節は必ず代價を添へて御申込被下度候

代價を受取りたる時は直ちに新報を遞送し其帶封名宛の傍に何月何日と記入致し候是れは右の月日まで新報の代價遞送料共相濟候證に付別に受取書は不差出候左樣御承知可被下候

月曜日丼に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢はしして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

改正度量衡草案（昨日の續）

第三名稱命位　專ら簡明を主とする論者中には度量衡の名稱中其名を異にして其實を同ふする地面の歩と坪の如きは何れか一を存して一を廢すべしと云ふものあれども坪は從來市街の宅地家屋建築等の場合に唱へ十百千萬の十進法にて進み、歩は耕地、山林農家宅地等地籍帳上の公稱に用ひて畝、反、町に進み兩者共に餘に隔離すべからざる事情あるを以て改正案の如く併存するを穩當とすべし、而して其名稱を同ふして其實を異にしたる權衡の斤は法律上百匁と一定し尙取引の性質又は土地の習慣に依り之を百二十匁とし、若くは百六十匁とし又二百匁とするも妨げある旨を示したるが如き及現行條例にては法律上曲尺と鯨尺との兩本位あるものあるに改正法は前節に記したる如く現行の曲尺を尺と單稱して之を本位とし鯨尺は布帛を度る時に限りて之を用ふるものとしたるが如きは共に名稱命位の改正宜しきを得たるものと云ふ可し

第四メートル法度量衡との比較適法　メートル法度量衡器の使用は舊品の調合、鐵道運河の工事、造船及建築等、式を西洋に則るの事業には近來一般に行はれて內國に之を製造するものさへ少からずと雖も現行條例にては其取締法不十分にして動もすれば不正損害の媒介たるのみならず外國貿易の業務に關する彼我の商品中取引上換算を要する場合少からざれども一定の基本明確あらざるを不便ありとせしに改正案は其第五條にてメートル法度量衡との比較適法を一定し且其器物の製作、修覆、販賣、使用等の取締法を立たり我國度量衡法の一進歩として見るべし

第五度量衡器の檢査　現行條例に於て度量衡器は製作の際合格、不合格を檢査して發賣を許可するのみにて別に使用品を檢査するの道十分ならざるが爲め製作發賣の時は正確なるものも使用に從て或は磨滅し或は損敗して斷く差狂を生じ遂に不正を招くの一因たりしに改正法は深く此邊に注意し其第十三條にて度量衡器の製作者、修覆者、販賣者及使用者は取締の爲めにする營業吏の臨檢を拒むことを得ざると規定して商工業者が物品賣買に用ふるものを隨時檢査するのみならず第十條の末項にて官署、公署、官立、公立の諸建設場及貧院病院等にて賣買授受及證明の爲めに使用するものも總て檢査の下に在らしめ更に第十六條に於て故狂を生じたるものと知て之を使用したる者を罰するの法を設けたり、度量衡の紊亂を防ぐに肝要の取締あるべし

第六製作賣捌の兼業　現行條例は度量衡製作人と賣捌人とを區別して兼業を許さず兩者の收むべき利益の割合まで規定して狡獪に流れず高價に失せざる據注意したれども當業者の手數煩はしくして不便利ある上に營業の權利漏く賣捌人の手に歸して製作者は掛引上常に賣捌人に致され勢品物を粗末にし製費を省きて其同業者と廉價を競ふに至り實際の結果は却て粗造を促がし度量衡器紊亂の原因たるに過きざるが如し改正案の第九條にて製作賣捌の兼業を許したるは蓋し是れ十餘年來の實驗に徵して以上の弊を避けんとするに外あらずと信ず

以上列記したる所は現行條例と比較して改正案の進歩を表し立案者の注意宜しきを得たる重ある箇條なるが其他附則第十八條に於て從來度量衡製作賣捌の免許を得たる者は更に免許を要せず本法の規定に從ひ其營業を繼續するみとを得せしめたるが如き又其第十九條にて從來の度量衡器も改正法施行後三年間は使用を許し且同期內に改めて改正法の檢定を受くるものには其料金を徵せざるが如き共に人事に通達したる政策にして我輩の意を得たる所なり、之を要するに此改正案は大體申分なき出來にして裕別異議を容るべき重要の箇條なきものなれば貴衆兩院ともに著るしき論難を見ずして可決すべしと信ず、但我輩の當局者に向て深く望む所は本案は唯度量衡取締上の大綱法に止り未だ以て本法改正の箇國を盡したるものにあらず農商務大臣の行政權內にある度量衡器の種類、其形狀及物質を定め製作免許に關する年限、人員、身元保證金幷に其他の制限を立つる等その細目ふそ法律實施の目的を全ふするとに關する大切の事柄あれば其施行細則、度量衡器檢査規則、同製作規則等の編成には更に一層の注意を怠らず綱目共に完璧を得せしめんふとふそ願はしけれ尙法節目の件々に就ては追て紙上に開陳する所あるべし

（完）

雜報

〇相撲の番附　來る二十四年一月場所の大番附は發表の當日にあらざれば確め得べき限りにあらざれど一月の興行には廢業すべしと噂わりし劍山も昨今薄疾全快して北海道出稼ぎ後は大に元氣を回復し未だ大關の資格は充分あれど當五月欄外大關と爲りて一日も出勤せざりしに付閥位あがら大關の位を有つべき筈に行かず さりとて關脇に下すも如何なればと今度は矢張欄外に據て大關の名稱を襲ぎ土俵入りの順序は大鳴門（大鳴門）關脇（八幡山）の間に組み込むやの相談もあり又八幡山は一度の負けにて餘は勝ち續け之を若湊の四度勝三度負に比すれば固より其位を入れ替るの適當なれどさりとて若湊も勝越し乍ら位を下げられるも不面目あり殊に西の關脇一ノ矢は悉皆不運小結鬱升は一日出勤して負けたる切り顏を出さず之に比するも餘り不適當なりとの事にて同人を東の關脇へ廻すといふ西ノ海は相變らず東の欄外横綱大關のよし或る者の話に猶一二の位を前後する如きみとはあらんかなれど多分一月番附は左の如くあるべしと聞きたれば好角者の參考にまで掲げぬ

東ノ方

欄外大關　西ノ海
大關　小錦
大關　若湊
關脇　一ノ矢
小結　綾濱
前頭　響升
同　今泉
同　朝汐
同　千歲川
同　出羽ノ海
同　北海
同　大錦
同　甲山
同　大鳴門
同　芳野
同　山鹿
同　達ノ矢
同　鯨山

西ノ方

欄外

次に幕下は東、若ノ川、高濱、大碇、外ノ海、高ノ戸、藤ノ嶽、大蛇潟、野州山、曙、北國、西、知恵ノ矢、立嵐、大戸平虹ケ嶽、大則戸、新川、黑威、唐辛、若ノ森、阿武ノ松等あり

寄書

商法第四章に就て

大坪文次郎稿

商法は實に千有餘條に成れる大法典なれば之れが各條を實地に講究して能く利害得失の在る處を辨別せんとするは固より容易の業にあらず世間既に種々の方法を設けて之れを講究するもの少なからずと雖も多くは單に法律上の理屈に止まり之れを實用的に解釋して利害得失の結果に論及するものは甚だ少なきが如し世に商法を讀するもの多くは之れが解釋を一つに法律家に求めて又餘念なきが如くなれども畢竟法律家は只文字上の法理を說明するに止まり之れを實地に應用するの手段方法より之れが結果を論究するものは寧ろ却て實業家の任にあらずや夫れ然り余愚は今試みに實際上に就て商法第四章を實地に應用したる結果より更に之れが利害に論及して以て世の實業家幷法律家に敎示を乞ふ處あらんとす蓋し本章は實業家に尤も至大の關係を及ぼすものと思惟したるを以てあり

抑商法第四章は商業帳簿の事を規定し全章凡て十一箇條より成り商業帳簿の記入方勘定決算の方法帳簿記入の効力等詳細に規定し商事を進步的に指導するにては先づ間然する處なしてはは毎年度又は半季に於て果して實地に適當ふ先づ左に第三十二條を掲ん

第三十二條　各三箇月內に又今日の日に於て毎事業年度に於て貸方借方の對照して署名する財產目錄及び其他の價權及び其他の價値を附す辨償は其推知し得到底損失に歸右法文に據れば各棚卸しの時に於て價を附し他人へ貸し見込の分は之れて所有物件の市價に價格を增し之れ共に直ちに當率一を算出し株式會社個人あれば之を以べしと云へるの意式會社にあらざる響を及ぼすみとなきものの如き荷も配當をなすの株式へ營業上相當の利の爲め突然大なる の有樣を計算に顯業上よりは別に利利益を帳簿に顯は以て動產不動產の日に於ける唯一日大の影響を及ぼす々たる營業社會の公債證書金銀塊あらんん或る大會社道等を所有するものにて此有するものの上の利益を生ぜ又は少額を所有す は者前記の如く決を製造し直ちに繁めに時として實損見るみとなきを保の勘產不動產を決するものは取りれたるものと同一り營業上の實損益らざるなりと是れも實際に迂なるの に當買したる結果るものと見做すの を知らざればあん は何に據て生ずる所有の物件を實地市價に據て實却を ばに過ぎるものの は換算すべき物 決して實際相馬に たり何ぞ決算當日 日の市場相場に據 亂惡下あるに し三十二條の法文に ばあらず蓋し該